

施工体制台帳等の作成について

防府市入札検査室

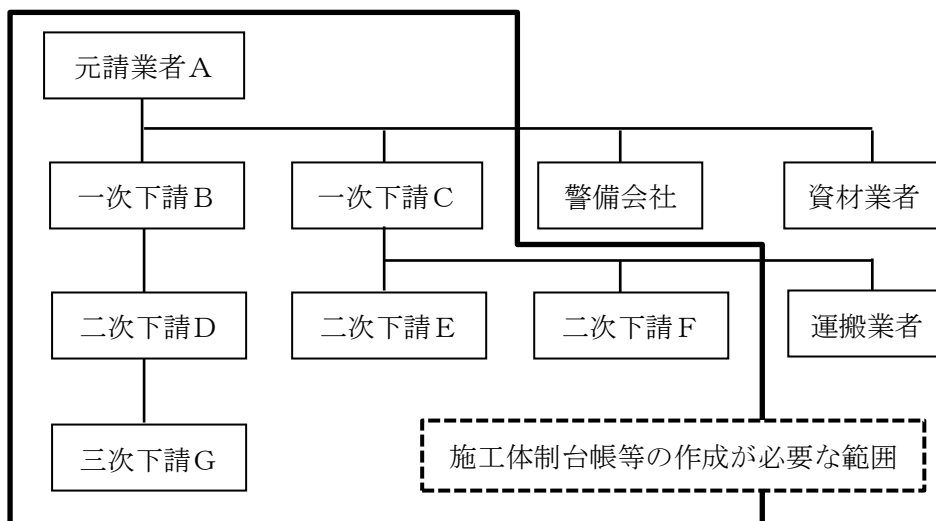
1 施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならない工事

全ての公共工事においては、発注者から直接、建設工事を請け負った建設業者で、建設工事を施工するために下請契約を締結した場合は、下請金額にかかわらず施工体制台帳及び施工体系図（以下、「施工体制台帳等」という。）を作成し、写しを発注者に提出しなければなりません。

2 施工体制台帳等の作成範囲

施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負」契約における全ての下請負人（建設業の許可を有しない者も含む。）です。

作成範囲例



3 施工体制台帳等の作成にかかる関係者への周知

施工体制台帳等を作成しなければならない元請業者は、下請負人に対し下記の事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲示しなければなりません。（文例は別添1を参照）

- (1) 元請業者の商号又は名称
- (2) 再下請負を行う場合は、再下請通知を行わなければならない旨
- (3) 再下請負通知に係る書類を提出すべき場所

また、下請契約における適切な事務処理について、下請負人に周知徹底を図るため、別添2を活用してください。

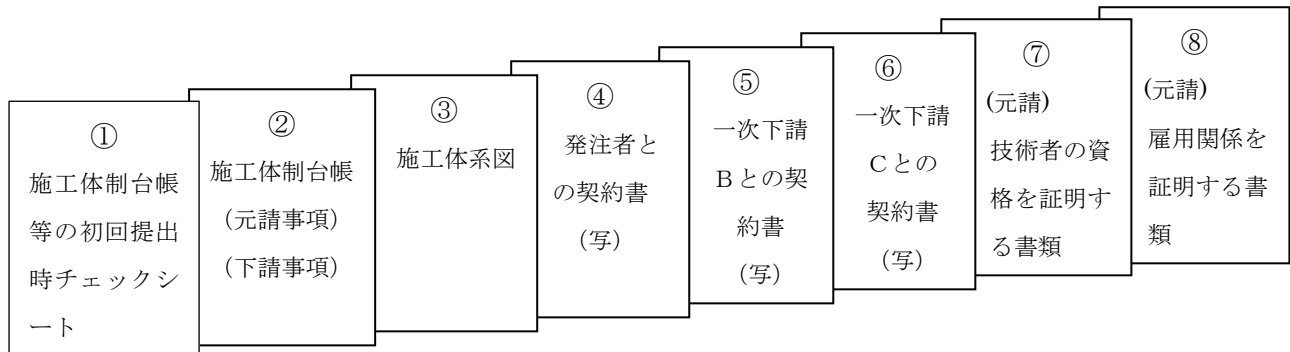
4 下請契約に係る作成及び提出書類

(1) 施工体制台帳及び施工体系図

元請業者は、下請契約を締結した場合は、当該下請工事の着手までに施工体制台帳等の初回提出時チェックシート、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、発注者に写しを提出しなければなりません。作成に当たっては、別添3～7を参考にしてください。

2の「作成範囲例」の元請業者Aを例とすると、作成書類は以下の①～⑧となります。

(例・元請業者A作成)



※④、⑤及び⑥について、施工体制台帳原本へは契約書全ての写しを添付してください。

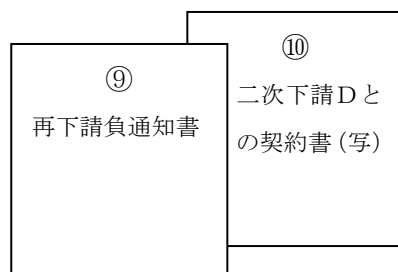
ただし、発注者に写しを提出する際は、④についてのみ、工事名、工期、請負金額、発注者及び受注者名がわかる部分（一枚目）の写しの添付で可とします。

(2) 再下請負通知書

下請負人がさらに工事を下請に付した場合、元請業者に対し、再下請負通知書を提出しなければなりません。2の「作成範囲例」の一次下請B及び二次下請Dを例とすると、以下のとおりとなります。

(例・一次下請B作成)

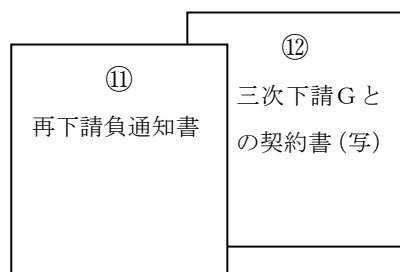
Bは、二次下請であるDと契約締結後、⑨及び⑩を作成し、元請業者Aに提出しなければなりません。Aは、⑨及び⑩を施工体制台帳へ添付し、施工体系図を整備後、「施工体系図、⑨、⑩」の写しを発注者へ工事打合せ簿により提出してください。



なお、一次下請Cにおいても、二次下請E、Fについて同様の書類の作成及び提出が必要となります。

(例・二次下請D作成)

Dは、三次下請であるGと契約締結後、⑪及び⑫を作成し、直接元請業者Aに提出するか、一次下請Bを経由して提出しなければなりません。Aは、⑪及び⑫を施工体制台帳へ添付し、施工体系図を整備後、「施工体系図、⑪、⑫」の写しを発注者へ工事打合せ簿により提出してください。



なお、二次下請E、Fについては、三次下請契約を締結していないため、作成は不要です。

(3) 防府市内下請業者を使用しない理由書

防府市内下請
業者を使用し
ない理由書

一次下請が、市外業者（市内に本店又は主たる営業所を有しない業者）の場合は、下請工事の着手前に「防府市内下請業者を使用しない理由書」を提出してください。

下請ごとに作成する必要はなく、施行体制台帳等の写しを提出する際に添付して提出するか、施工体制台帳を作成する前に、把握している市外下請を全て記載して提出することもできます。

5 発注者の点検等

発注者（工事監督員）は、施工体制台帳等の写しを受領後、「施工体制台帳チェックリスト」により、内容を点検し、指導をします。また、現場の施工体制が施工体制台帳と相違がないか等を確認します。